

# 質 疑 回 答 書

令和8年2月9日

業者各位

常総市長 公印  
省略

案件名：常総市庁用バス（1号車）運行管理業務

No.	質 問 事 項	回 答
1	<p>原則として、午前8時30分から午後5時までの間とする。ただし、事業状況、交通事情等により、この時間を超過する場合もある。 ※出庫時間が早かった場合や帰庫時間が遅くなる場合は別途請求できますか？</p>	<p>「仕様書10 委託料の支払い」のとおりです。1日あたりの単価に業務実施延べ日数を乗じた額のみ請求してください。</p> <p>ご質問内容とは逆に、出庫が8時30分以降かつ帰庫が午後5時前であっても「仕様書10 委託料の支払い」のとおりです。</p> <p>合わせて、資料「別添1_令和7年予約状況(4月から11月)」をご確認ください。</p>
2	<p>今後宿泊を伴う運行があった場合、ドライバー宿泊・食事などはどのようになりますか？</p>	<p>宿泊を伴う運行の際の、ドライバー宿泊・食事は「仕様書7 維持管理に要する費用の負担区分」に準じ、委託者または乗客が負担するもので、乗客と同等の内容の現物支給とします。</p> <p>宿泊先等を受託者が別途手配した場合にかかった費用について、委託者または乗客に請求することはできません。</p>
3	<p>リフト付きバスはドライバーの負担が大きいです。 リフトの準備から操作・誘導。安全確認・車いす固定などドライバーのみで介助を行うのでしょうか？</p>	<p>乗客の「介助」を業務範囲とするものではありませんが「仕様書6 本業務の詳細について(1) 乗客を乗せての運行」の「コ」に記載のとおりであって、本業務は乗客を乗せて庁用バスを運行するための庁用バスと、その付帯設備の操作を委託範囲とするものです。</p> <p>合わせて、資料「別添1_令和7年予約状況(4月から11月)」をご確認ください。</p>